

**令和 8 年度
東庄町保育所保育料基準額表**

各月初日の入所児童の属する世帯の区分				利用者負担額（月額）	
階層	定 義			保育標準時間認定	保育短時間認定
1	生活保護法に基づく被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付受給世帯並びに児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親である教育・保育給付認定保護者世帯			0 円	0 円
2	第1階層を除き、前年度分又は当該年度分の市町村民税課税額が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	1 人目	0円	0円
			2 人目	0円	0円
			3 人目以降	0円	0円
3		所得割課税額 48,600円未満	1 人目	15,000円	14,700円
			2 人目	7,500円	7,350円
			3 人目以降	0円	0円
4 a		72,800円未満	1 人目	21,000円	20,600円
			2 人目	10,500円	10,300円
			3 人目以降	0円	0円
4 b		72,800円以上 97,000円未満	1 人目	24,000円	23,500円
			2 人目	12,000円	11,750円
			3 人目以降	0円	0円
5 a		97,000円以上 133,000円未満	1 人目	33,000円	32,400円
			2 人目	16,500円	16,200円
			3 人目以降	0円	0円
5 b	133,000円以上 169,000円未満	1 人目	35,500円	34,800円	
		2 人目	17,750円	17,400円	
		3 人目以降	0円	0円	
6	169,000円以上 301,000円未満	1 人目	45,000円	44,200円	
		2 人目	22,500円	22,100円	
		3 人目以降	0円	0円	
7	301,000円以上 397,000円未満	1 人目	48,000円	47,100円	
		2 人目	24,000円	23,550円	
		3 人目以降	0円	0円	
8	397,000円以上	1 人目	51,000円	50,100円	
		2 人目	25,500円	25,050円	
		3 人目以降	0円	0円	

※保育料を算定する際の税額は、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、電子証明書等特別控除等を含まないものとして算出した額になります。

【保育料の軽減】

1. ひとり親の世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等については、下表の金額になります。2人目以降は無料です。

階層		保育標準時間認定	保育短時間認定
第 2 階層	1 人目	0 円	0 円
第 3 階層			
第 4 a階層	1 人目	7,000円	6,800円
第 4 b階層(所得割額77,101円未満)			

2. 同時入所等による保育料減額

同じ世帯で 2 人以上の就学前児童が保育所等を利用している場合の保育料月額は、年齢の高い順から数えて 2 人目の児童が半額になり、3人目以降は無料です。

3. 多子世帯の保育料の軽減

○第 2 子半額軽減：第 3 階層～第 4 a階層(所得割額57,700円未満)で保護者と生計が同一の子や孫等。

○第 3 子以降無料：第 3 階層～ 8 階層の保護者と同一世帯の子どもで、**申請が必要**です。

ただし、第 3 子からみて第 1 子が18歳到達後3月31日までの年齢であること。

4. 3 歳児～ 5 歳児クラスの（4 月 1 日現在で 3 歳以上）児童の保育料等は無料です。

0歳～ 2 歳時クラスの（4 月 1 日現在で 3 歳未満）非課税世帯に属する児童の保育料は無料です。